

新旧対照表（要求水準書本編）

No	資料名	頁	資料名称	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	要求水準書	11	ア 電気設備における基本的要件 (ア) 関連事業所・事務所棟 j. 昇降機設備	人荷物用エレベーターを5台（南棟1台, 中央棟, <u>北棟各2台</u> ）設置する。	追加	人荷物用エレベーターを4台（南棟1台, 中央棟, <u>北棟1台</u> ）設置する。
2	要求水準書	34	(6) オ巡視	事業者は、当施設内の電気室（ <u>9カ所</u> ）のすべてを、少なくとも毎日1回巡視すること。	変更	事業者は、 <u>新施設</u> 内の電気室のすべてを、少なくとも毎日1回巡視すること。

新旧対照表（別添資料）

No	資料名	資料番号	資料名称	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	別添資料	4	関連事業所・事務所棟 平面図（参考図）	北棟3・4F事務所階EV位置訂正	変更	北棟3・4F事務所階EV位置を北棟1・2Fの位置に合わず形で訂正
2	別添資料	7	各エリアの要求水準 (e)	銀行 電話情報設備 <u>無記入</u>	追加	銀行 電話情報設備 <u>12</u>
3	別添資料	7	各エリアの要求水準 (a)(i)	事務所 階 2、3、4、 <u>一部5</u> 生活用給排水 <u>要S2</u> 給湯 <u>要</u>	変更	事務所 階 2、3、4 生活用給排水 <u>共用部のみ要S2</u> 給湯 <u>共用部のみ要</u>
4	別添資料	7	各エリアの要求水準 (i)	青果・関連加工場 ガス設備 <u>要1次</u>	変更	青果・関連加工場 ガス設備 <u>-</u>
5	別添資料	7	各エリアの要求水準 (e)	配送センター 電話情報設備 <u>無記入</u>	追加	配送センター 電話情報設備 <u>-</u>
6	別添資料	8	内装工事施工区分概念図	シャッター <u>なし</u> (飲食店舗)	変更	シャッター <u>A工事</u> (飲食店舗)
7	別添資料	8	内装工事施工区分概念図	(欄外注釈の追加)	変更	<u>(消火器はC工事)</u> <u>店舗専用電灯・動力盤は主幹開閉器のみ取付</u>
8	別添資料	8	内装工事施工区分(銀行)	テレビ共同受信 A工事 <u>なし</u>	変更	テレビ共同受信 A工事 <u>店舗境界までの引き込み配管・配線工事</u>
9	別添資料	8	内装工事施工区分(銀行)	消防設備等 A工事 <u>全工事</u> (機械設備) C工事 <u>なし</u>	変更	消防設備等 A工事 <u>全工事(消火器は除く)</u> (機械設備) C工事 <u>銀行内の消火器</u> <u>(共用部はA工事)</u>

10	別添資料	8	内装工事施工区分(埋立地棟 加工場)	消防設備等 (機械設備) A工事 C工事 全工事 なし	変更	消防設備等 (機械設備) A工事 C工事 全工事(消火器は除く) テナント内の消火器 (共用部はA工事)
11	別添資料	8	内装工事施工区分(関連事業所・事務所棟)	店舗間仕切壁 A工事 C工事 - -	変更	店舗間仕切壁 A工事 C工事 なし 下がり壁・棚柱・棚板等の製作・取付
12	別添資料	8	内装工事施工区分(関連事業所・事務所棟)	厨房区画壁、柱 あり(C工事で取り付ける棚・家具の下地・補強を含む) A工事 C工事 下がり壁・棚柱・棚板等の製作・取付	変更	厨房区画壁、柱 あり(C工事で取り付ける棚・家具の下地・補強を含む)・下がり壁 C工事 棚柱・棚板等の製作・取付
13	別添資料	8	内装工事施工区分(関連事業所・事務所棟)	消防設備等 (機械設備) A工事 C工事 全工事 なし	変更	消防設備等 (機械設備) A工事 C工事 全工事 (テナント内部の消火器は除く) テナント内部の消火器及びダクト消火設備、ガス遮断弁
14	別添資料	8	内装工事施工区分(関連事業所・事務所棟)	(欄外注釈の変更追記・共通事項と個別事項に分類) 一般店舗：銀行以外の店舗(飲食店舗、食品販売店舗、物販店舗、サービス店舗、事務所)。 原則としてA工事以外の特殊な工事は、C工事とする。 事業者の事務室等に関わる工事は、全てA工事とする。 施設利用部分事務所については全てA工事とする。 (1)事業者が認めた場合は、出店者が選定した設計者及び施工者とすることができる。 電気設備工事において、店舗境界までの配線については店舗用最遠部まで見込んでおくこと フードスタジオは給湯設備についてはA工事とする	変更	注(共通) ・一般店舗：銀行以外の店舗(飲食店舗、食品販売店舗、物販店舗、サービス店舗、事務所)。 ・原則としてA工事以外の特殊な工事は、C工事とする。 ・施設利用部分事務所については全てA工事とする。 ・電気設備工事において、店舗境界までの配線については店舗用最遠部まで見込んでおくこと ・フードスタジオは給湯設備についてはA工事とする ・店舗専用電灯・動力盤は主幹開閉器のみ取付 注(個別) (1)事業者が認めた場合は、出店者が選定した設計者及び施工者とすることができる。 (2)事業者の事務室等に関わる工事は、全てA工事とする。
15	別添資料	8	内装工事施工区分(関連事業所・事務所棟)	内装工事施工対象 事務所 _	変更	内装工事施工対象 事務所 (2)

新旧対照表(様式集)

No	資料名	頁	資料名称	旧(下線部は削除又は変更部分)	種別	新(下線部は追加又は変更部分)
1	様式集	81	【設計図書】図面	(第75号様式).....(4枚以内) (第76号様式).....(2枚以内) (第77号様式)...縮尺1:100以上(2枚以内)	変更	(第75号様式).....(2枚以内) (第76号様式).....(4枚以内) (第77号様式)...縮尺1:300以上(2枚以内)